

委員会提出議案第1号補助資料 泉南市議会委員会条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)            第2条 (略)            2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。            総務産業常任委員会 7人  <u>(1)</u> 行政経営部の所管に属する事項  <u>(2)</u> 総務部の所管に属する事項  <u>(3)</u> 行革・財産活用室の所管に属する事項  <u>(4)</u> 都市整備部の所管に属する事項  <u>(5)</u> 会計課の所管に属する事項  <u>(6)</u> 選挙管理委員会の所管に属する事項  <u>(7)</u> 他の委員会の所管に属さない事項</p> <p>厚生文教常任委員会 8人  <u>(1)</u> 市民生活環境部の所管に属する事項  <u>(2)</u> 福祉保険部の所管に属する事項  <u>(3)</u> 健康子ども部の所管に属する事項  <u>(4)</u> 教育委員会の所管に属する事項  <u>(5)</u> 農業委員会の所管に属する事項</p>	<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)            第2条 (略)            2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。  <u>(1)</u> 総務産業常任委員会 7人  <u>ア</u> 行政経営部の所管に属する事項  <u>イ</u> 総務部の所管に属する事項  <u>ウ</u> <u>成長戦略室の所管に属する事項</u>  <u>エ</u> <u>公共施設再編室の所管に属する事項</u>  <u>オ</u> 都市整備部の所管に属する事項  <u>カ</u> 会計課の所管に属する事項  <u>キ</u> 選挙管理委員会の所管に属する事項  <u>ク</u> 他の委員会の所管に属さない事項</p> <p><u>(2)</u> 厚生文教常任委員会 8人  <u>ア</u> 市民生活環境部の所管に属する事項  <u>イ</u> 福祉保険部の所管に属する事項  <u>ウ</u> 健康子ども部の所管に属する事項  <u>エ</u> 教育委員会の所管に属する事項  <u>オ</u> 農業委員会の所管に属する事項</p>